

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

〔ポイント〕○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生（不良債権問題の解決と前向きな構造改革の推進は「車の両輪」）
○雇用、中小企業対策等とあわせて実施することにより、「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進

基本的考え方

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るため、まず主要行の不良債権問題を解決

平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す
主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの政策強化

《1.新しい金融システムの枠組み》

- (1)安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3)平成 16 年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2.新しい企業再生の枠組み》

- (1)「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定の活用
 - DP ファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3.新しい金融行政の枠組み》

- (1)資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDC F的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（本年 11 月を目途に作業工程表を作成・公表） —

中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成 14 年度内を目途にアクションプログラムを策定